【2019 年 11 月現在版】

和光大学における障がいのある学生への修学支援について

和 光 大 学

和光大学では、創立（1966 年）以来、「開かれた大学」の理念に基づき、多様な学生が学んでいます。
障がいのある学生には、以下の基本方針のもと、修学支援を行っています。

【基本方針】

本学は、在籍する学生がみな、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら学べるよう、必要な修学上の支援を行います。障がいのある学生に対しては合理的配慮の考えに基づきサポートを行い、障がいのある学生、支援にかかわる学生、教職員がともに学ぶことで成長していく大学を目指します。

【支援窓口】

学生支援室が支援を希望する学生の窓口となり、支援にかかわる学生や教職員と連携した体制をとります。

【合理的配慮とは・・・】

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的人権を享有し、又は行使することを確保するための<u>必要かつ適切な変更および調整</u>であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、<u>均衡を失した又は過度の負担を課さないもの</u>です。（国連障害者権利条約　第 2 条定義より抜粋）

【入学前支援】

●入学前見学時の配慮について

入学試験の受験を検討するにあたり、オープンキャンパス等の受験生を対象とした行事において、キャンパスへのアクセスや情報保障の面で配慮が必要な場合には、アドミッションセンターに連絡をし、配慮内容について事前に相談をしてください。

日程や人員等の制約から、希望する配慮を行うことができない場合もありますので、ご了承ください。

●受験時の配慮について

和光大学では、身体などの障がいを理由とする入学試験受験時配慮の希望者に対し、障がいの種類・程度に応じて試験時間・問題用紙・解答用紙・面接等に関して合理的な配慮を行っています。

配慮希望者は、出願する前にアドミッションセンターに連絡をし、配慮内容についてかならず相談をしてください。相談結果を踏まえ、「受験時の配慮希望申込書」（本学指定用紙）を作成し、出願時に提出していただきます。その際、診断書等の添付を求めることがあります。配慮内容は、「申込書」の受理後、本学で検討を

和光大学における障がいのある学生への修学支援について

和 光 大 学

行い、最終的に決定されます。

なお、身体等に障がいをもつことまたは受験時に配慮を希望することによって、出願資格や合否判定が左右されることはありません。また、受験の際と同等の配慮が入学後の授業履修にあたってかならず行われるものではないことも、出願に先立って確認してください。

●入学前事前面談の実施について

合格通知書類に「障がいを持つ学生のための事前面談希望書」を同封し、希望者には入学前に学生支援担当の教職員が面談を行っています。入学予定者から障がいの程度や大学生活における必要な配慮などについて確認し、大学からは授業保障制度等の説明を行っています。

【授業保障制度一覧】

	制度名	利用上限	支援者	備考
1	ノートテイク	年間14科目	学生	・通年科目は2科目換算 ・教職履修者は年間16科目まで可
2	映像教材文字起こし	年間5回	プロ（業者）	・1回の目安は30分以内
3	手話通訳士派遣	年間10回	プロまたは研修生	・1回につき2名の手話通訳士を派遣
4	教材テキストデータ化	年間15回	学生	・1回の目安はA4用紙20枚程度
5	点訳制度	制限無し	ボランティア （町田市点訳赤十字奉仕団）	・納期まで約2週間
6	対面朗読	週2～3コマ	学生	・1,2年生は週2コマ ・3,4年生は週3コマ

- 各制度の利用にあたっては、本人の意思に基づき、障がいのある学生自らが申請を行います。
- 各制度の利用にあたっては、即日対応はできないため、事前申請が必要となります。
- ノートテイク制度について、申請のとおりにテイカーを手配できない可能性があります。その理由としては、ノートテイカーは学生であり、利用学生とのマッチングが整わない場合があるためです。

【教員への配慮依頼】

上記の授業保障制度の他、障がいのある学生から授業担当教員に個別に配慮依頼を行うことができます。学生が教員に対して、自身が希望する配慮内容を直接伝え、学生と教員の両者で実施する配慮内容について合意形成を図ることとなります。依頼文書（配慮願）の書式は学生支援室にて配布しています（障がい種別毎に文書あり）。

【2019年11月現在版】

和光大学における障がいのある学生への修学支援について

和 光 大 学

【試験時の配慮】

試験時に配慮を希望する場合には、配慮願を用いて授業担当教員にお申し出ください。
例）問題・答案用紙の拡大、試験時間の延長、別室受験 等

【学生生活上の支援】

●食事・トイレ介助について
教職員による食事やトイレの介助は行っておりません。ただし、車椅子での利用が可能なトイレは学内の数カ所に設置されています。

●ヘルパー等介助者の手配・斡旋について
大学にて介助者の手配・斡旋は行っていないため、障がいのある学生自身が手続きを行うこととなります。介助者の構内立ち入りについて制限はありません。

●介助者の駐車場の利用について
障がいのある学生の送迎を目的として駐車場を利用する場合には、「特別駐車許可証」の発行を行っています。単発ではなく、年間を通じて経常的に利用する場合には、毎年度申請を行う必要がありますので、学生支援室までお申し出ください。

●大学内用車椅子の保管場所の提供について
学内で使用する車椅子や電動車椅子のバッテリーを学内で保管した実績があります。保管スペースには限りがありますが、保管を希望する場合には学生支援室までご相談ください。

●学内生活に関わる懇談会の開催について
学生からの要望や大学からの呼びかけにより、必要に応じて「障がい学生の学内生活等に関する懇談会」を開催しています。本懇談会は、諸設備や各制度について、学生から要望を受けたり、大学から学生に諸事項について伝達したり、意見交換を行う場として機能しています。参加者は全学に開かれているため、障がいのある学生のみならず、健常学生・教職員も参加しています。

【進路・就職の支援】

キャリア支援室では、進路決定におけるさまざまな課題に個別相談体制で対応します。障がい者の採用実績が豊富な企業の情報などを知ることもできます。まずはキャリア支援室に来てみてください。また、意思決定や企業研究に関するセミナーや、障がい者の活動に焦点を当てたセミナーも1，2年次から活用できる

【2019 年 11 月現在版】

和光大学における障がいのある学生への修学支援について

和 光 大 学

ように開催しています。

【設備状況】

●スクールバスについて

車椅子利用者の場合、鶴川駅前からの乗車はできず、大正橋からの乗車となります。

ただし、1 台のスクールバスに搭載できる車椅子は 1 台であるため、車椅子利用者が 2 名以上となった場合は、次発への乗車に変更するなど当事者間での調整が必要となります。

●学内の移動について

エレベーター棟、昇降機、スロープを設置しており、全教室棟への移動は可能ですが、移動には時間を要するため、移動時間を見込んでおく必要があります。

●昇降機について

階段昇降機を 3 台完備しています。3 台ともに最大積載量は法的根拠により「183.7kg」です。

また、安全確保のため、昇降機の利用にあたっては事前に重量測定を実施し、最大積載量を超えていないかを確認させていただきます。

昇降機の利用にあたっては、利用者自身で操作を行うことはできないため、介助者が必要となります。介助者としては、警備室・学生支援室やその他適切な介助が可能と認められる者となります。

●トイレ設備について

全棟・全階ではありませんが、車椅子での利用が可能なトイレや多目的トイレを設置しています。

以　上

【問い合わせ先】
和光大学　学生支援室（A 棟 3 階）
TEL　044-989-7490
FAX　044-989-7491